

## 説明資料②

(保険契約の移転に係る規制の在り方)

平成23年10月31日  
金融庁総務企画局企画課保険企画室

## グループ内における保険契約の移転とグループ外の保険会社への保険契約の移転について

移転先会社	想定されるケース	期待しうる利点・懸念される点	考えられる対応
同一 グループ内	グループ内における業務の再編成 →特定の分野について、その分野に強い保険会社に集約し、効率化、サービスの向上を図る。	(期待しうる利点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険会社の専門性や効率性が高まれば、よりよいサービスや安価な保険料が期待できる。</li> <li>・ 移転前後で、グループ全体としての支払余力は変化しないと考えられる。</li> </ul> (懸念される点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ内の保険会社間で移転が行われる場合には、牽制が働く、公正でない移転価格による移転が行われる可能性。</li> <li>・ 移転後に、グループ外の保険会社に売却される可能性があり、その場合には、下記と同様の問題が生じる可能性。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者によるチェック等により移転価格の公正を担保することが考えられるのではないか。</li> <li>・ グループ外へ売却される際に生じる問題については、グループ外の保険会社への移転に伴い生じる問題を解決することで対応できるのではないか。</li> </ul>
同一 グループ外	業務の撤退 →他社との競争力が劣る分野・地域についてその分野の強化を図っている保険会社へ該当業務を売却	(期待しうる利点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独立した保険会社間で契約移転の交渉がなされるため、公正な移転価格付けが期待される。</li> <li>・ 移転対象分野の強化を図っている保険会社へ移転する場合には、サービスの向上が見込まれる。</li> </ul> (懸念される点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス水準や支払余力が低下する保険会社に移転される可能性。</li> <li>・ 経営悪化している保険会社は交渉力が弱く、移転価格の公正が確保されない可能性。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転に際し、移転後のサービスや支払余力に関する情報を開示させる等の対応を図ることで、公平性や透明性が確保できるのではないか。</li> <li>・ 移転後において、適切なサービスが提供できる態勢になっているかや支払余力に問題がないかを検証するための第三者によるチェックを行うことが考えられるか。</li> </ul>

## 移転契約の評価の適切性・剩余の分配について (検討にあたっての留意点)

- 保険契約の移転価値については、基本的に移転当事者間で適切に算定されることになる。これに加え、保険契約の評価の適切性を確保するためには、契約者保護の観点から以下の点を第三者がチェックする必要があると考えられる。
  - 移転先の会社において、将来の給付（有配当契約の配当を含む）に対する責任準備金の手当は十分か。
  - 移転先会社の支払余力は十分か。
- 無配当契約の場合、その給付条件・給付内容は既に確定しており、要確認点はその支払余力の問題に集約されると考えられる。
- 有配当契約の場合は、上記に加え、以下の確認を行う必要がある。
  - 過去の剩余は適切に分配されているか。（次ページ参照）
  - 移転先において、将来合理的に期待される配当に係る原資が確保されているか。(\*)

(\*) 責任準備金算出の前提としている予定基礎率（予定利率、予定死亡率、予定経費）は、実際に予想される数値より保守的に設定されているのが一般的。将来合理的に期待される配当とは、予定基礎率が保守的に定められていることから生じる剩余のうち、将来配当として配分されることが期待できるものと考えられる。

このような配当の原資となるのは、保守的な予定基礎率により積み立てられている責任準備金そのものであるので、移転先において、移転する保険契約に対応する責任準備金が、保険契約の予定基礎率に基づき適切に積み立てられており、かつ当該移転契約に適切に紐付けされていることを確認する必要がある。

## 有配当契約の過去の剰余の分配

### (1) 移転元が株式会社の場合

～単年度の決算で既に配分が行われており、剰余（除契約者配当）は一義的には移転元の株式会社に帰属すると考えられる～

帰属が問題となる対象	考えられる対応案
既に消滅している契約から発生した剰余	契約者に割り当てられるべき金額は、既に契約者配当として配分されているので、残っている剰余は移転元会社に残す。
移転対象契約から過去に発生した剰余	

### (2) 移転元が相互会社の場合

～すべての剰余は一義的には社員（契約者）に帰属すると考えられる～

帰属が問題となる対象	考えられる対応案
既に消滅している契約から発生した剰余※	移転対象の社員（契約者）と移転対象外の社員（契約者）とで按分する。
移転対象契約から過去に発生した剰余※	寄与分に応じて移転対象契約者に帰属させる。

※上記の剰余は、基本的には資産－負債－基金と考えられる。

## 異議を述べた保険契約者への対応について

考えられる対応	メリット	デメリット
<p>① <b>現行制度</b> 異議を述べた保険契約者の契約についても、移転させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転を計画した保険集団を一括して移転できる。</li> <li>・ 移転の目的が達成できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議を述べた保険契約者の意思に反した対応となる。</li> </ul>
<p>② <b>移転元に契約を残存</b> 移転先会社が、移転元会社に残った契約を再保険という形で引き受けれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転元会社が、(再保険に出すものの) 契約の履行義務自体は負うため、保険契約者保護上の問題は少ない。(移転元会社に残る保険契約者にとっては、移転元会社の破綻リスクを負う点では移転前後で変化はない。)</li> <li>・ 再保険により保険引受リスクは移転される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転を計画した保険集団を一括して移転できず、個別同意による移転と変わらないこととなる。</li> <li>・ 移転元会社に残る契約の維持・管理が必要となる。</li> <li>・ 移転元会社に残る保険契約者へのサービス水準が維持されるとは限らない。</li> </ul>

- ※ ①、②のほか、契約は移転先に移転させ、移転元が連帯保証を行うという案もあるが、保険契約は保険事故が発生するまで確定した債務は発生しないため、仮に債務が確定しない段階で移転先会社が破綻した場合には、保険契約者の保護が図られないことから、異議を述べた保険契約者への対応としては適当でないと考えられる。
- ※ 上記のほかに、異議を述べた保険契約者については、例えば、解約控除なしでの解約を認めることが考えられる。
- ※ 移転元会社の破綻や撤退の場合についてまで、上記②のような対応を行うことは過大な負担となると考えられる。